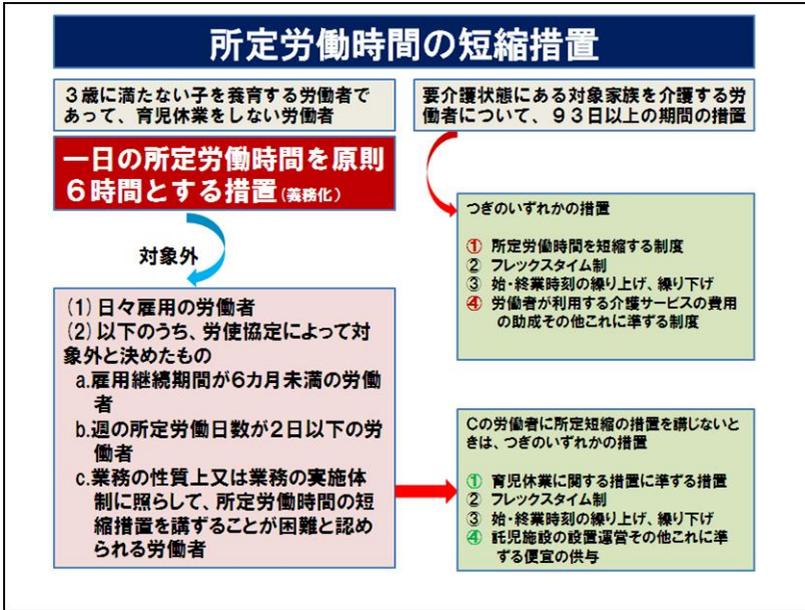


6-11 所定労働時間の短縮措置



3歳に満たない子を養育する労働者（日々雇用される者を除く）であって育児休業をしていないもの（1日の所定労働時間が6時間以下である労働者を除く）に関して、1日の所定労働時間を原則として6時間とする措置を含む措置を講じなければならない（23条1項、則33条の2～34条、指針第2の9）。

ただし、次のいずれかの労働者については、事業場の過半数組合又は過半数代表者との書面協定によって当該制度の対象から外すことができる。

- a 勤続1年未満の労働者
- b 週の所定労働日数が2日以下の労働者
- c 業務の性質又は業務の実施体制に照らして、所定労働時間の短縮措置を講ずることが困難と認められる業務に従事する労働者（cの場合においては、図表6-12の当該個所に示す所要の措置のいずれかを講じなければならない）

要介護状態にある対象家族を介護する労働者（日々雇用される者を除く）について、対象家族一人につき要介護状態ごとに連続する93日（介護休業した期間があればそれとあわせて93日）以上の期間において、図表6-12の当該個所に示す所要の措置のいずれかを講じなければならない（23条3項、則34条3項）。